

## 災害時におけるCATVによる災害情報の放送に関する協定書

(趣旨)

第1条 木更津市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供するため、木更津市（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコム千葉木更津局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害情報等の発信)

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙の判断により、コミュニティチャンネルの通常の放送を中断、又はテロップ等により災害情報の放送を行う。また、放送時間についても必要に応じて通常の放送を超えて行うものとする。

2 前項の災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的・住家に関する被害状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡を円滑、且つ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

(効力)

第4条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 1月10日

甲 木更津市潮見1丁目1番  
木更津市  
木更津市長

水越勇雄



乙 木更津市大和2丁目7番15号  
株式会社ジェイコム千葉木更津局  
取締役木更津局長



芝田正男

